

# 答 申

## 審査会の結論

北九州市教育委員会教育長（以下「処分庁」という。）が、本件審査請求の対象となった行政文書を一部開示とした決定は妥当である。

# 理 由

## 第1 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人は、平成26年7月11日、北九州市情報公開条例（平成13年北九州市条例第42号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、処分庁に対して次の行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

「 ○○中学校に関する、スポーツ振興センター申請状況および受け取り状況（H25年4月、5月、6月、7月、8月、9月） 」

- 2 処分庁は、本件請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、平成26年8月8日付け北九教学保第232号で、行政文書の一部開示の決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知し、審査請求人は、行政文書一部開示決定通知書を平成26年8月8日に受領した。
- 3 審査請求人は、平成26年8月12日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、北九州市教育委員会に対して審査請求を行った。

## 第2 審査請求人の主張要旨

- 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

## 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、意見書及び審査会における口頭意見陳述で主張している審査請求の主たる理由は、次のように要約される。

- (1) ほとんどの傷病名が開示されているのに、○月○日の傷病名のみが不開示にされている。不開示理由には「個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであるため」とされているが、なぜ個人を識別できるのかわからない。なぜこの箇所だけが不開示に該当するのかわからない。
- (2) すでに学校名「○○中学校」は明らかであり、また、日時は平成25年「○月○日」は公開されている。今回の理由説明書に書かれているが、体育の授業中に発生しているのが事実であれば、また多くの生徒が目撃しているのが事実であったとしても、どのように個人名が特定できるのか。○○中学校は、大規模中学校の範疇で、各学年クラスは○クラス前後ある。このような理由で傷病名を伏せるのであれば、クラブ活動の事故のほうが個人名を特定しやすく、理由になっていない。そもそも体育の授業で起こったなど知らないし、学年、クラス名もわからない状態でどのように個人名を特定できるのか。
- (3) 理由説明書の記載が事実なのかどうかもあやしい。「個人識別情報の一部」であるとの結論で、不開示決定を下しているのに、わざわざ「体育の授業中」と書く必要や理由があるのか。黒塗りの傷病名を聞いているのに、わざわざ「体育の授業中」など個人を特定するヒントになる理由を書く必要があるのか。意図的に何かを隠蔽するために、「体育の授業中」と虚偽の情報を出した可能性もある。私には、「体育の授業中」に起こったのかどうか、チェックすることなどできない。意図的な虚偽であると考える。
- (4) 「今回、同一災害により軽度の傷病も発生しているが、特異な傷病と一連のものである」との但し書きまで付けられており、特異な傷病例が拡大解釈されている。「複数（三つ）の主傷病名」とあるが、医学的な専門知識を持つのであれば、個人を特定できるかもしれないが、一般の医学的な知識では特定などできないであろう。病院名は開示されていない。医療関係者を想定するのであれば、かかる理由であれば、すべて黒塗りするし

かない。

### 第3 審査請求に対する処分庁の説明要旨

処分庁が理由説明書及び意見聴取等において主張している内容は、概略次のとおりである。

- 1 個人に関する情報とは、個人（死亡した者を含む。）の思想、心身の状況、病歴、学歴、職歴、成績、親族関係、所得、財産の状況その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等全ての情報をいうものであり、個人に関連する情報全般を意味するとされている。

また、特定の個人を識別することができる情報は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させる部分（例えば、氏名、生年月日等の記述の部分）とその他の部分（例えば、当該個人の行動の記録）から成り立っている。

また、条例第8条第2項では「氏名、生年月日その他特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、条例第7条第1号の情報に含まれないものとみなす」とされている。

このことから、傷病名については、個人識別情報の一部であるものの、条例第8条第2項の規定に従い、原則、氏名、性別、学年、クラス等を不開示とすることにより、条例第7条第1号の規定に含まれない情報として開示することとしている。

- 2 ただし、傷病名のうち特異なものについては、氏名、性別、学年、クラス等の情報を不開示としても学校名、発生年等から個人が特定されるおそれが特に高いこと、また、特異な傷病名については、社会通念上、他に知られたくない情報の一つであると考ええる。

このため、条例第8条第2項に定める部分開示の条件である「公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるもの」に該当すると判断することは困難であること、さらに条例の趣旨である、個人の権利利益の十分な保護を図る観点に即し、傷病名のうち特異なものについては、不開示の情報として取り扱うことが適当と判断している。

- 3 特異な傷病名か否かの判断は、発生頻度（傷病者数）等を踏まえ、個々の事例ごとに判断することとなると考ええる。

請求の対象となっている災害では一連の複数の傷病が診断されており、

複数（3つ）の主傷病名について〇〇中学校の過去年間の発生状況で確認したところ、同傷病名の発生報告は過去ない又は過去1件のみの発生報告となっていた。また、本市立学校（年間約1万5千件の災害）の発生状況と可能な範囲で比べてみても、大差無い発生率と推定された。

さらに、当該傷病は体育の授業中に発生し、多くの生徒が目撃しており、傷病名と発生日等の情報から個人が特定される恐れが高いこと、学校において極めてまれな傷病名でもあるため、傷病名の取扱いについて生徒、保護者への配慮が必要な事例であることを考慮すれば、当該一連の複数の傷病を一体として、特異な傷病として取り扱うことが適当であると判断した。

- 4 以上のことから、本件処分は、条例の規定に合致した適法な処分であり、本件審査請求には理由がない。

#### 第4 審査会の判断

##### 1 本件行政文書の概要等

- (1) 処分庁は、本件行政文書として、それぞれ次のアからエまでの文書を特定している。

ア 独立行政法人日本スポーツ振興センターへの災害共済給付金等の支払の請求について（伺）

イ 災害（継続）報告書作成一覧

ウ 災害給付金支給確認書

エ 医療費支払通知書

- (2) 処分庁が、本件行政文書について不開示とした情報（以下「本件不開示情報」という。）及び処分庁の主張する不開示理由は、次のとおりである。

ア 前記（1）イの本件行政文書中の生徒名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第1号に該当し、不開示とした。また、在籍学年、性別、在籍クラス名、傷病名（特異なもの）、給付金請求額、報告書番号は、個人に関する情

報であって、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものであるため、条例第7条第1号に該当し、不開示とした。

イ 前記(1)エの本件行政文書中の生徒名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第1号に該当し、不開示とした。また、在籍学年、性別、在籍クラス名、傷病名(特異なもの)、給付金請求額及び支払額(備考欄に記載されたものも含む)、報告書番号は、個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものであるため、条例第7条第1号に該当し、不開示とした。

## 2 本件事案の争点

審査請求人は、災害(継続)報告書作成一覧の3ページに記載されている平成25年〇月〇日の2件の傷病名について、また、医療費支払通知書の3ページに記載されている平成25年〇月〇日の2件の傷病名について、ほとんどの傷病名が開示されているのに、〇月〇日の傷病名のみが開示にされていないことや、不開示理由には「個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであるため」とされているが、なぜ個人を識別できるかわからないし、なぜここの箇所だけが不開示に該当するかわからないとしている。

したがって、本件審査請求における争点は、本件不開示情報のうち上記の箇所を含む「傷病名」が、条例第7条第1号に該当するか否かに要約される。

## 3 条例第7条第1号該当性についての判断

### (1) 条例第7条第1号の構造

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

また、同号ただし書は、

「ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（これらの部分を公にすることにより当該公務員等の個人の権利利益を害するおそれがある場合にあつては、当該部分を除く。）」

のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであつても開示しなければならないと規定している。

## （２）本件不開示情報の条例第 7 条第 1 号本文該当性について

処分庁は、「傷病名（特異なもの）」は、個人に関する情報であつて、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものであるため、条例第 7 条第 1 号に該当し、不開示としている。また、特異な傷病名か否かの判断は、発生頻度（傷病者数）等を踏まえ、個々の事例ごとに判断するとしている。

当審査会が本件対象文書を見分したところ、その不開示部分に具体的な傷病名が記載されているのを確認した。

傷病名は、個人の生命、身体、健康、精神状態等に直接関わる、いわゆる私的機微情報（センシティブ情報）であつて、しかも、中学生の生徒本人に関する情報であるから、その開示による個人の権利利益に対する侵害のおそれについては、特に慎重な判断が求められる。

傷病名が開示されると、条例第 8 条第 2 項の部分開示の手法をとつたとしても、当該生徒の通う学校の生徒やその保護者など相当広範囲の者が保有し又は入手し得る情報と照合することにより、特定の個人を識別することは可能（傷病名が特異であれば、さらに個人の識別は容易になる）と考えられるので、前記の本件情報の性格を併せて考慮すれば、本件の「傷病名（特異なもの）」は、条例第 7 条第 1 号本文の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」に含まれると解される。

仮に、照合判断の対象となる「他の情報」を一般人が通常入手し得る情報に限定する立場をとり、傷病名のみを開示であれば、特定の個人を識別できることにはならないとの考えに立つても、前記の本件情

報の性格に照らせば、本件の「傷病名（特異なもの）」は、条例第7条第1号本文の「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するというべきである。

したがって、処分庁が、条例第7条第1号に該当し、不開示としたことは妥当であると判断する。

(3) 本件不開示情報の条例第7条第1号ただし書該当性について

本件不開示情報の内容及び性質から、明らかに条例第7条第1号ただし書には該当しない。

#### 4 結論

以上のことから、当審査会は、処分庁の本件処分について、冒頭の「審査会の結論」のとおり判断した。

#### 北九州市情報公開審査会

会	長	中野敬一
会長職務代理者		高木康衣
委	員	五十嵐享平
委	員	田村奈々子
委	員	中谷淳子